

三豊市新行政改革大綱

2022年度～2025年度
令和4年度～令和7年度

令和4年3月



目次

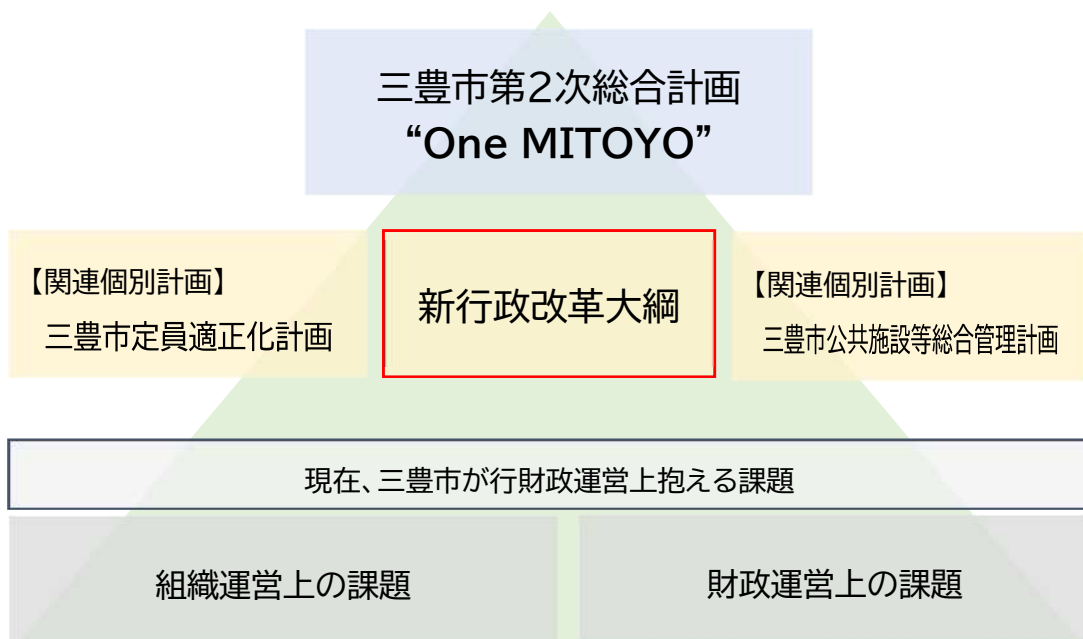
第1章 行政改革の考え方	3
1. 行政改革の目的	3
第2章 三豊市の行政運営上の課題	4
1. 本市の人口見通し	4
2. 財政運営上の課題	5
(1)財政上の課題.....	5
(2)公共施設運営上の課題	6
3. 組織運営上の課題	9
(1)組織運営上の課題	9
第3章 取り組み内容.....	10
1. 「攻め」と「守り」の行政改革.....	10
「攻め」の行政改革.....	10
「守り」の行政改革.....	10
第4章 「攻め」の行政改革.....	11
1. 重点プロジェクトの推進に向けた改善課題の整理	11
2. 重点プロジェクトの推進.....	11
第5章 「守り」の行政改革	13
1. 事務事業の見直し	13
2. 組織機構見直し及び最適な人員配置	13
3. 公共施設の再配置	13
4. 歳入確保	14
第6章 推進体制.....	15
1. 推進体制.....	15
2. 公表方針	16

第1章 行政改革の考え方

1. 行政改革の目的

行政改革大綱の定義を、「市が取り組むことを下支えする基本的な考え方・中短期的な取り組み内容を取りまとめたもの」とします。その目的は、本市としてまちづくりの設計書である「三豊市第2次総合計画」を実現するため、行財政運営のありかたを明確にすることです。

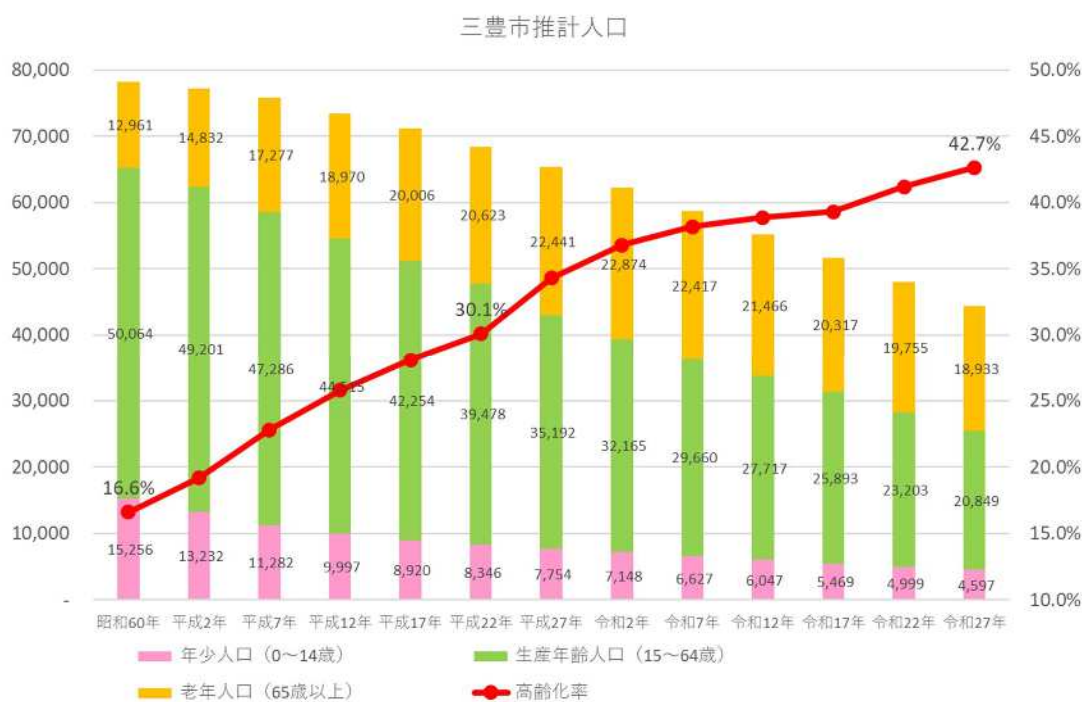
計画の実現にあたり、現在抱えている行財政運営上の課題を把握しながら、関連する個別計画との整合性をとり、行動方針を示すものと位置付けます。



第2章 三豊市の行政運営上の課題

1. 本市の人口見通し

(図1-1 三豊市人口推計)



(出所:人口ビジョン)

最新の三豊市の人口推計によると、令和 27 年には 44,379 人 (令和2年比 29%の減少)となる見通しです。人口が減少するとともに、老年人口は減少していくものの、高齢化率は年々上昇していくと推計されており、令和 22 年には、高齢化率が 40%を超える見通しとなっています。今後、本市の人口構造は、大きく変わっていくことが予想されます。

行政改革においては、こうした人口減少の見通し等、客観的に認識される課題を受け入れて、行財政運営のあり方を考えていく必要があります。

2. 財政運営上の課題

(1) 財政上の課題

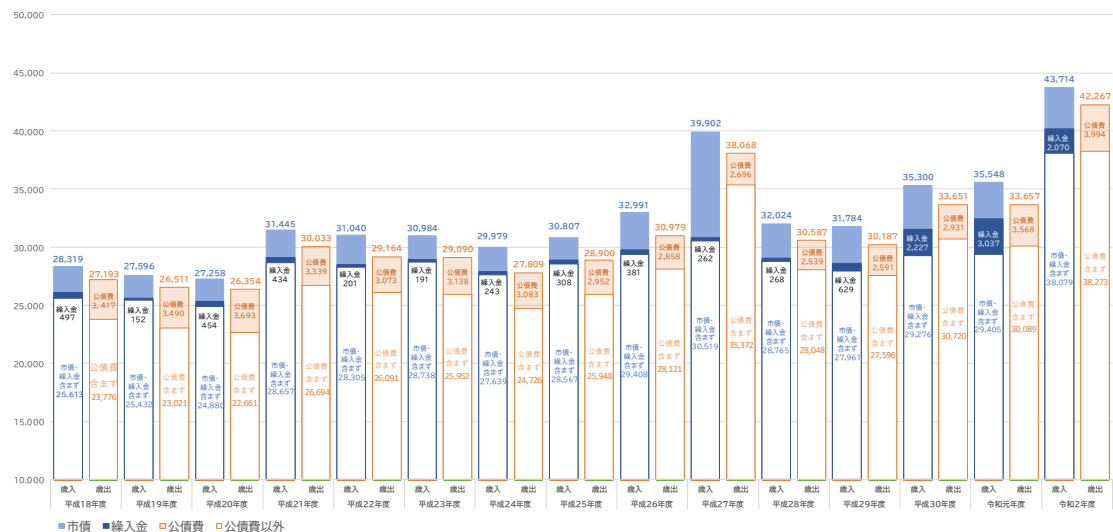
令和2年度決算における三豊市の歳入は43,714百万円、歳出は42,267百万円となりました。歳入は、市債・基金繰入金を除くと38,079百万円となっており、不足分を市債・基金繰入金で補った形となっております。平成27年度以降、このように(市債・基金繰入金を除いた)歳入を歳出が上回る傾向が続いており、不足分を市債・基金繰入金で補っております。

令和2年度決算の歳出のうち、公債費が3,994百万円となり、公債費が歳出を増加させる一つの要因となっております。

また、毎年の繰入金の計上により財政調整基金残高は平成30年度以降取崩し超過の状態が続いております。

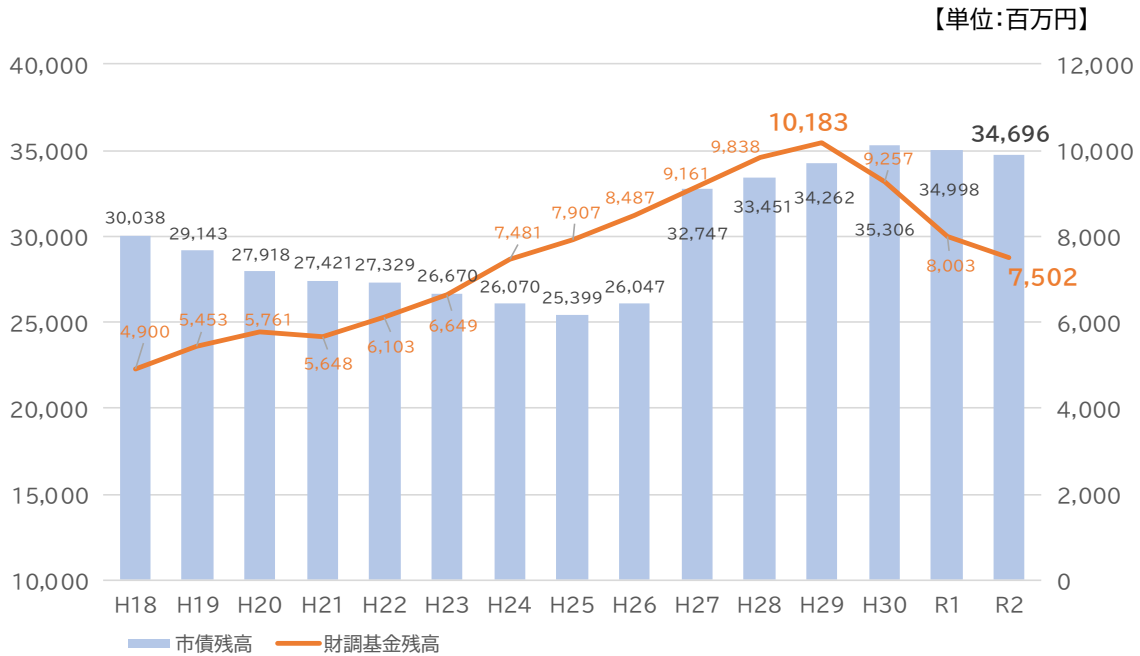
(図2-1) 歳入・歳出決算額の推移

【単位: 百万円】



(出所: 決算データ)

(図2-2)市債残高・財政調整基金残高の推移



(2)公共施設運営上の課題

昭和40～50年代の高度経済成長期に建設された公共施設は老朽化が進行し、今後いっせいに更新の時期を迎えることとなります。(図2-3)

また、三豊市は、旧7町の対等合併により平成18年に発足した新市で、用途を同じくする公共施設が市内の各所に存在します。

平成24年に東洋大PPP研究センターが公表している、各自治体の公共施設延床面積の調査結果を基に、人口一人当たりの延床面積を求めたところ、香川県内の市(善通寺市を除く)の平均値が3.92㎡であるのに対し、三豊市は5.29㎡(371,874㎡÷70,297人)と最も大きく、近隣自治体と比較しても多くの公共施設を保有していることが分かります。(図2-4)

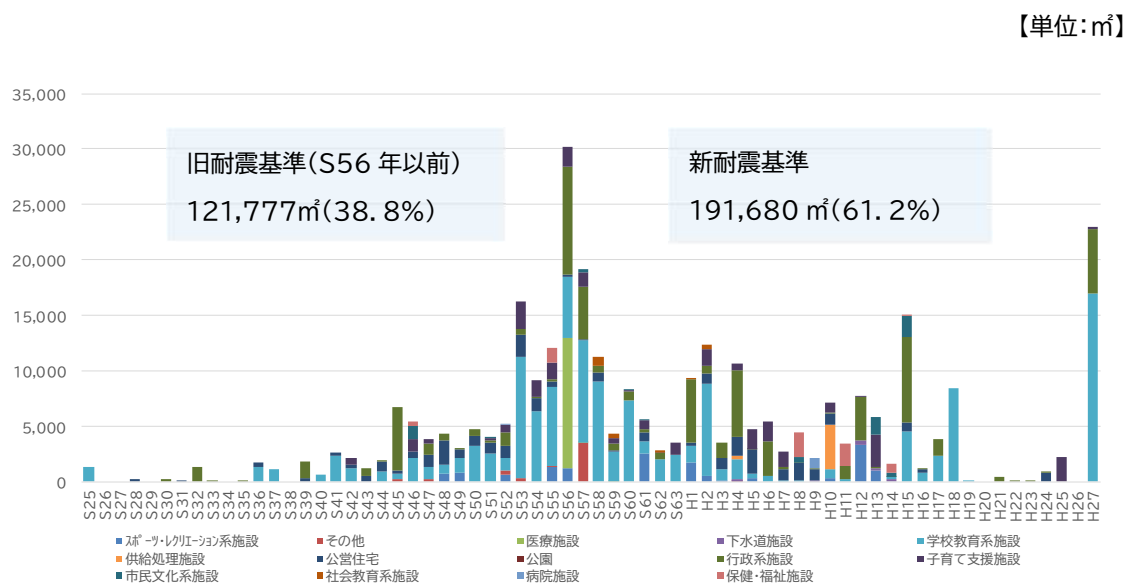
三豊市公共施設等総合管理計画によると、建物系公共施設とインフラ系公共施設(道路、橋りょう、下水道等)を合わせた全ての公共施設

について更新費用を推計したところ、今後 40 年間で 2,946 億 9 千万円かかる試算となり、毎年 73 億 7 千万円かかる試算となりました。(図 2-5)

今後は、公共施設の利用者である市民も高齢化と人口減少が進む見込みであり、公共施設の維持管理費や更新費用の負担が増加する一方で、地方交付税や税収は減少し、現在保有する公共施設を更新していくことは事実上不可能な状況となっています。

そのため、個々の施設における存続・廃止・集約化などの方針決定を行い、将来的に維持存続が可能な公共施設の適正規模について検討していく必要があります。

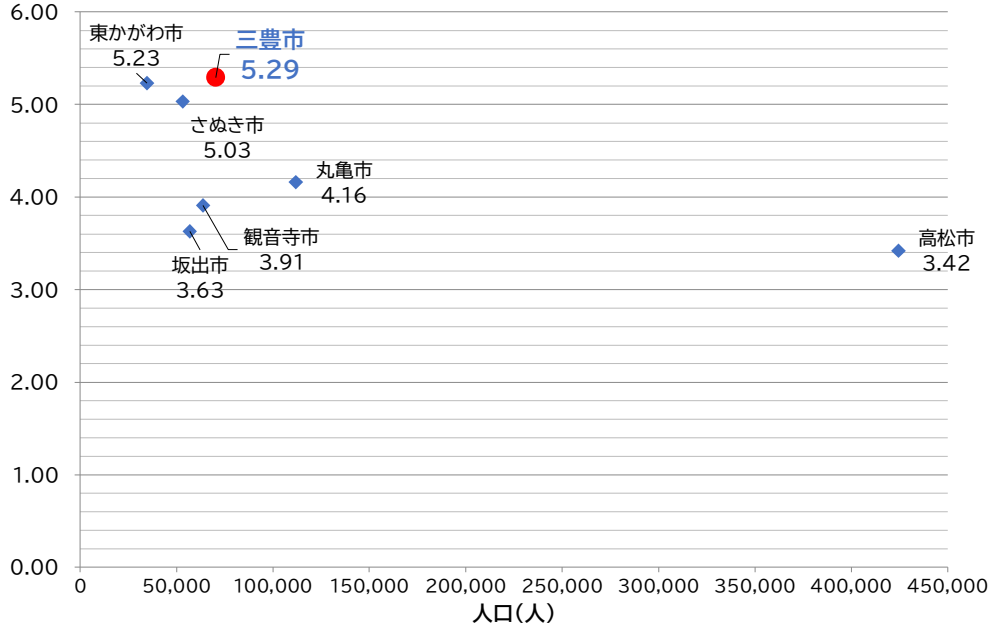
(図2-3 建物系公共施設の築年度別整備状況)



(出所:三豊市公共施設等総合管理計画)

(図2-4 県内自治体人口一人当たり公共施設延床面積(平成24年度))

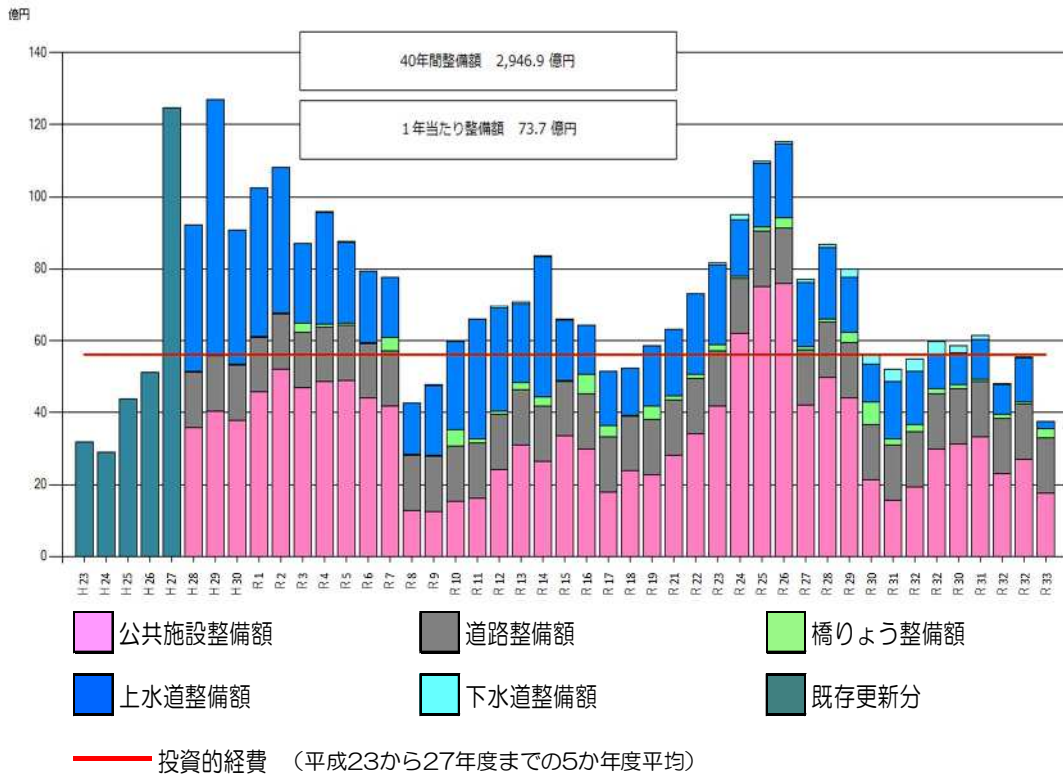
【単位:m²】



(出所:三豊市公共施設等総合管理計画)

(図2-5 全公共施設の更新費用の試算)

【単位:億円】



(出所:三豊市公共施設等総合管理計画)

3. 組織運営上の課題

(1) 組織運営上の課題

これまでの三豊市定員適正化計画では、三豊市行政改革大綱等に基づき、職員数を削減することを目標として実施してきましたが、増加する行政需要や、法改正等に対応できる職員体制を確保するには限界に達していると考えられます。

また、令和7年度まで合併特例債の発行期限が延長されたことで、これまでの事業を継続しながら、新たな事業の計画も進められています。一方では、人口減少・少子高齢化による市税等の減少や社会保障費などの増加、高度経済成長期以降に整備した公共施設の老朽化など、今後も本市の行財政運営は依然として厳しい状況が続くことが予測されます。

このようなことから、本大綱で示す内容に則し、各部署に対し、本市における「攻め」と「守り」の施策を実行するための職員数及びその他既存事業の効率化及び改善による必要な職員数の把握を求めていきます。

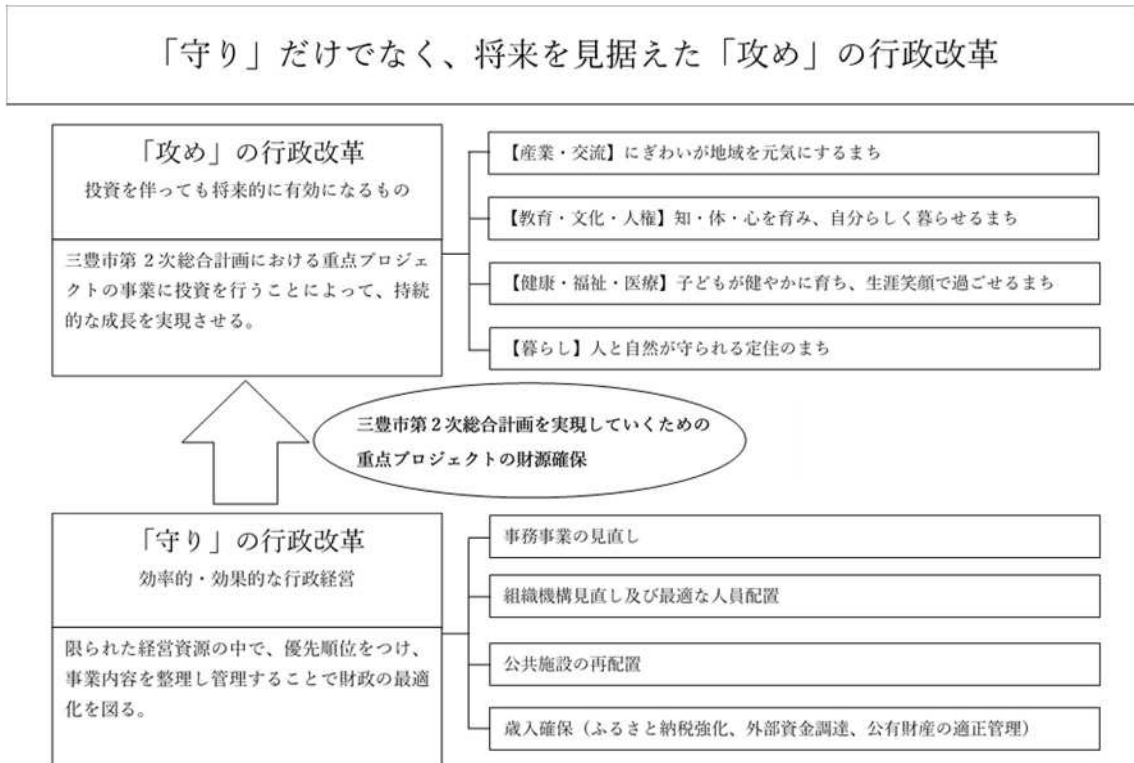
また、併せて三豊市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく、今後の各施設に必要な職員数の把握も行い、現在の市民サービスの質を極力落とさずに、本市の施策を推進していくための根拠ある職員数に基づき、適宜定員適正化計画を見直し、持続可能な行政組織を構築していきます。

定員管理における基本的な考え方

- ①事業実施内容と整合性がある必要な職員数に基づく職員配置
(再任用職員、会計年度任用職員含む。)
- ②職務職階制度の見直し
- ③定年延長制度に基づく職員の活用

第3章 取り組み内容

1. 「攻め」と「守り」の行政改革



第2章で示した課題に対して、本市の行政改革大綱として「攻め」と「守り」の両面の行政改革施策を打ち出し、中短期的な課題に対応していくべく取り組みを行っていきます。

「攻め」の行政改革

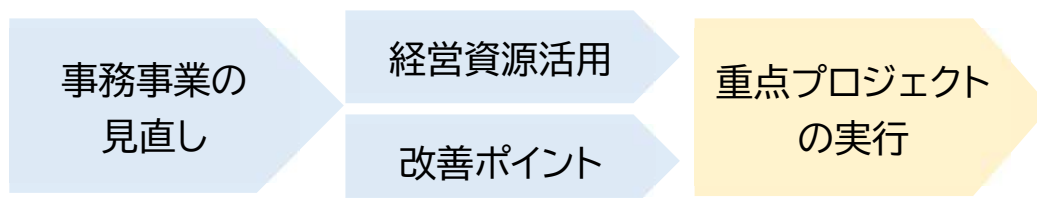
三豊市第2次総合計画における重点プロジェクトの事業に投資をすることで、本市の持続的な成長を実現させるチャレンジを行う行政改革を「攻め」の行政改革として定義付けます。

「守り」の行政改革

限られた経営資源の中で優先順位をつけ、節約・削減すべきものを整理し実行する行政改革を「守り」の行政改革として定義付けます。

第4章 「攻め」の行政改革

1. 重点プロジェクトの推進に向けた改善課題の整理



三豊市第2次総合計画における重点プロジェクトの実行に際し、経営資源の活用方法を明確にし、事業の将来的な必要性について検証していきます。

2. 重点プロジェクトの推進

【産業・交流】にぎわいが地域を元気にするまち

本市が持つ多様な特性・資源を改めて磨き直し、農林水産業、商工業をはじめとする地場産業の安定的かつ継続的な振興を図るとともに、人や企業の地域内への流入・参入の促進に向けた取り組みの展開、新たな雇用の創出や人材の確保・育成に努めます。

また、国内外にむけて三豊の魅力を発信し、人やモノが地域内外を自由に行き交うことにより、豊かさが生まれるまちをつくります。

【教育・文化・人権】知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち

次代を担う子どもたちの「たくましく生きる力」を育成するため、確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む学校教育を推進するとともに、スポーツ分野での可能性を広げるための環境整備や、市民の主体的な生きがいづくりにつながる生涯学習の拡充に努めます。

さらに、郷土の誇りである歴史と文化の継承を図りながら、多様性を認め合う社会の形成により、すべての人権が守られ、自分らしく暮らせるまちをつくります。

【健康・福祉・医療】子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち
年齢を問わず、市民一人ひとりが伸びやかに成長し、互いに支え合
い、助け合うことができるまちには、元気や笑顔があふれています。

子どもたちがまっすぐ育つための地域ぐるみのサポート体制を強化
するとともに、誰もがいくつになっても心身ともに健康で暮らすこと
ができるまちをつくります。

【暮らし】人と自然が守られる定住のまち

近い将来、大地震による大きな被害の発生が予想されており、大切
な生命や豊かな地域資源を守ることができる強いまちであり続けなけ
ればなりません。

さらに、暮らしの安全・安心を守る防災体制の整備・充実や交通安全
活動の推進、防犯体制の強化、そして豊かな自然環境の維持を図り、
定住の地に選ばれる誰もが暮らしやすいまちをつくります。

第5章 「守り」の行政改革



1. 事務事業の見直し

現在実施している一般会計の全事業のうち、人員配置・公共施設に関する事業を除く事業を見直し対象として抽出し、各事業のヒアリングを実施しました。見直しに至った理由としては、以下のようなことが挙げられています。

- ①事業の必要性
- ②適切な事業管理
- ③過剰投資の判断
- ④社会情勢への適合性

2. 組織機構見直し及び最適な人員配置

事務事業の見直しを行う中で、各事業においての必要人員を算出し、ボトムアップによって各部署において必要人員を整理します。

三豊市定員適正化計画において、具体的な取り組みを定め推進していきます。

3. 公共施設の再配置

平成 29 年 3 月に策定した「三豊市公共施設等総合管理計画」に従い、公共施設の再配置を進めてまいります。

また、令和 3 年度に個別施設計画を策定し、これを反映させた三豊市公共施設等総合管理計画の見直しを行います。現状に応じた計画と目標を設定し直します。また、民間活力の利用も検討していきます。

4. 歳入確保

既存事業の見直しを行い財政面の適正化を図るのみでなく、本市が有する資産やノウハウを活用した新たな歳入手段を確保します。

具体的に「守り」の行政改革として推進していく新たな歳入確保手段は以下が挙げられます。

① ふるさと納税強化

本市の魅力を活かした返礼品の開発と充実を図ります。

② 外部資金調達

企業版ふるさと納税やクラウド・ファンディングなどの新たな資金調達に取り組みます。

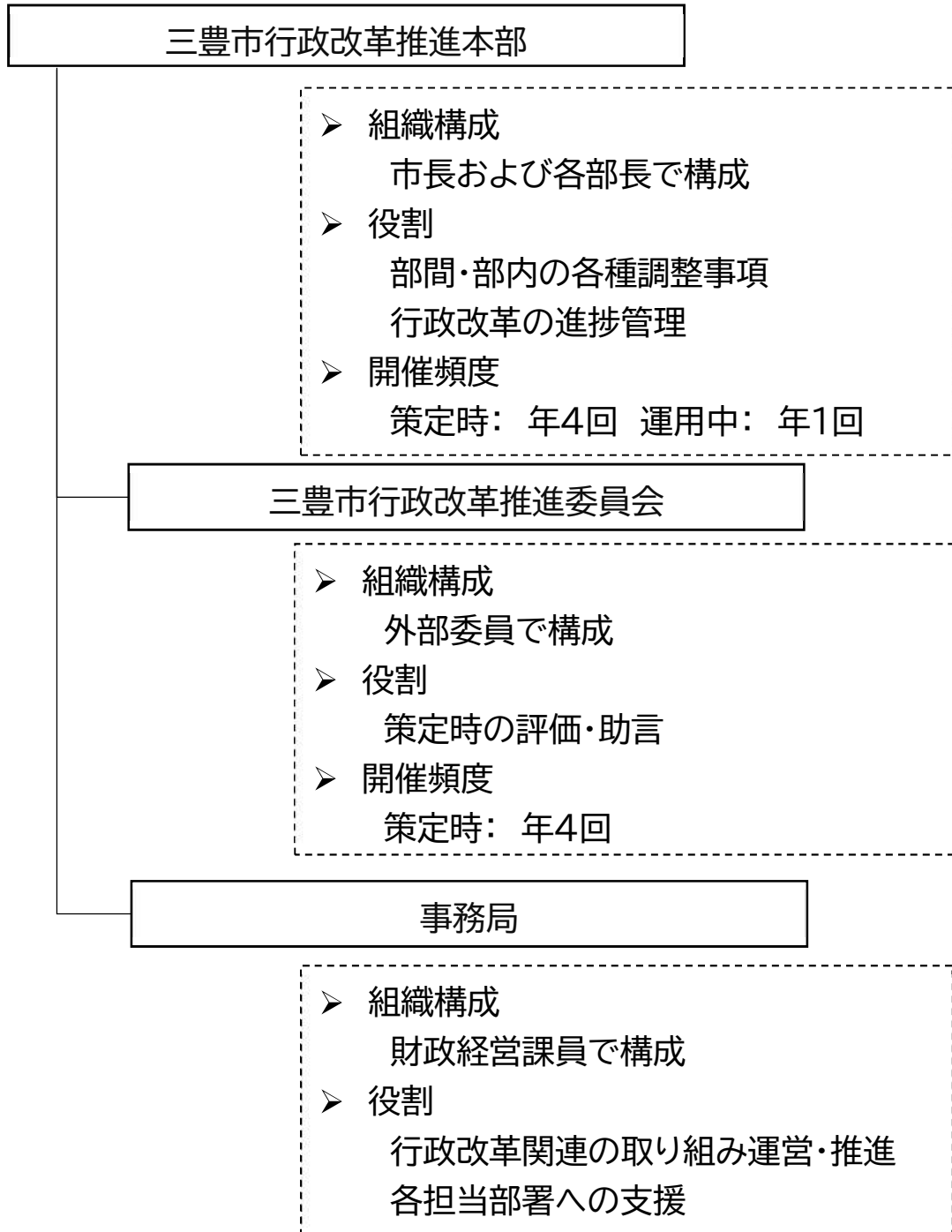
③ 公有財産の適正管理

すでに目的を達成した、あるいは利用度の低い公共施設や土地の有効活用を図るとともに、適切な財産処分を行うことにより、公有財産の適正管理を進めます。

第6章 推進体制

行政改革の推進体制と市民への公表について以下のとおりとします。

1. 推進体制



2. 公表方針

進捗状況は市のWEB サイトにて公表します。